

【結城市奨学資金のご案内（令和8年度在学中の方）】

- こちらの資料をよくお読みいただき、お申し込みください。
- 提出書類については、こちらの資料や記入例を必ず確認のうえ、作成及び取得してください。

1 内容について

対象者	令和8年度に大学、短期大学、専門学校等に在学中の方
採用人数	若干名
貸与額	年額25万円 ※4年制大学の場合は、合計100万円 2年制短期大学・専門学校の場合は、合計50万円
貸与期間	在学中の学校の正規の修学期間
返還期間	卒業1年後より10年以内
返還免除規定	一部免除 最終学校を卒業した月の翌月から6か月以内に本市に居住を開始し、5年間継続して居住した場合に返還金の一部が免除されます。
	全額免除 最終学校を卒業した月の翌月から6か月以内に本市に居住を開始し、5年間継続して居住し、かつ、市内の企業、事業所等に正規就職した場合に返還金が免除されます。
利息	無利息 ※ただし、返還すべき日までに返還しなかった場合は、定められた延滞利息を徴収します。
その他	他の奨学資金との併用可 ※日本学生支援機構等、市と他機関の奨学資金に限ります。

2 申し込みから採用までの流れについて

(1) 申し込み資格

①保護者が市内に居住しており、市税等の滞納がないこと。
②令和8年度に大学、短期大学、専門学校その他これらと同程度の学校に在学中であること。
③人物、学業ともに優れていること。
④連帯保証人及び保証人をそれぞれ1名選任できること。 <ul style="list-style-type: none">• 独立の生計を営む成年者であること。• 連帯保証人においては、保護者とする。※保護者が父母の場合は2名• 保証人においては、奨学生及び連帯保証人と別生計であること。

<p>• 日本国籍を有しない方は、上記に加えて、以下の（１）か（２）に該当すること。</p> <p>（１）「法定特別永住者」</p> <p>※日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第３条に規定する「法定特別永住者」であること。</p> <p>（２）在留資格が「永住者」、「日本の配偶者等」または「永住者の配偶者等」であること。</p> <p>※出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表２に規定する「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」であること。</p>
<p>⑤経済的理由により修学が困難と認められること。</p> <p>【所得制限あり】保護者のうち、所得金額が高い者の前年の所得が、次の表に定める所得制限額を越えないこと。</p>

<所得制限額について>

扶養人数	所得制限額	
	所得額（控除後）	収入額の目安
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円
5人	8,120,000円	10,400,000円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限額を確認します。

（２）提出書類及びチェックリスト

書類はすべてボールペンで記入してください。

①	内 容	結城市奨学生願書（様式第１号）
<input type="checkbox"/>	備 考	指定様式 ※様式は、ホームページまたは結城市教育委員会 学校教育課窓口にあります。

②	内 容	成績証明書または結城市奨学生推薦調書（様式第2号）
□	備 考	在学中の学校の任意様式での提出可 ・大学、短期大学、専門学校に在学中：成績証明書 ※現在、大学等で1年生（令和8年4月入学）の場合、直近の高等学校の「調査書」をご提出ください。
	取得先	在学中の学校 ※現在、大学生等で1年生（令和8年4月入学）の方は、卒業した高等学校にて取得ください。

③	内 容	保護者の所得証明書（令和7年分）
□	備 考	保護者が父母の場合は両方
	取得先	・結城市役所 市民課・税務課、各出張所（300円/件） ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバー（個人番号）カードを持っている方は、コンビニ交付サービスでも取得可（200円/件）※6月中旬頃に令和7年分を取得可能です。

④	内 容	保護者の未納のない証明書
□	備 考	保護者が父母の場合は両方
	取得先	結城市役所 市民課・収納課、各出張所（300円/件）

⑤	内 容	住民票の写し（世帯全員・続柄入り） ※日本国籍を有しない方は、在留資格及び在留期間の記載があること。
□	取得先	・結城市役所 市民課、各出張所（300円/件） ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバー（個人番号）カードを持っている方は、コンビニ交付サービスでも取得可（200円/件）

⑥	内 容	健康診断書（3か月以内の診断書）
□	備 考	・医療機関の任意様式 ・検査項目：身長・体重・視力・聴力・血圧・尿・胸部レントゲン
	取得先	病院・診療所等の医療機関

⑦	内 容	小論文
□	備 考	指定様式（600字以内） ※様式は、ホームページまたは結城市教育委員会 学校教育課窓口にあります。

(3) 申し込み方法

持参または郵送

- ・持参の場合は、結城市教育委員会 学校教育課の窓口に提出してください。
平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日は除く。）
- ・郵送の場合は、締め切り日必着です。

(4) 申し込み期限 令和8年6月30日（火）

(5) 今後のスケジュール

時期（予定）	内容
7月下旬	奨学生選考審議会開催
8月中旬～8月下旬	選考結果通知送付 貸与手続き書類提出依頼文送付
9月上旬～9月中旬	貸与手続き書類提出締め切り
9月下旬～10月中旬	貸与（本人の口座に振り込み）

※貸与手続きは個人によって貸与時期が異なる場合があります。

(6) 採用決定時の提出書類

採用決定時に、以下の書類の提出を依頼します。

※様式は依頼文と併せて送付します。

①誓約書 ・本人、連帯保証人及び保証人の署名が必要です。 ※連帯保証人（保護者が父母の場合は両方）及び保証人（奨学生及び連帯保証人と別生計である方）は、独立の生計を営む成年者であること。
②在学証明書 ・貸与期間中は、毎年度の貸与手続の際に、在学証明書を提出いただきます。
③結城市奨学資金借用証書 ・本人、連帯保証人及び保証人の署名が必要です。 ・連帯保証人（保護者が父母の場合は両方）は、実印及び印鑑登録証明書が必要です。
④口座振替依頼書 ・振込先は本人の口座のみです。
⑤在留カードの写し ※日本国籍を有しない方が保証人になる場合のみ

(7) 留意事項

・貸与後及び貸与期間中に、休学した場合や保護者が他市町村に転居した場合等は、貸与を中止します。

3 返還について

- ・口座振替での返還となります。

月賦（毎月末日）、半年賦（毎年9月末日・3月末日）または年賦（毎年3月末日）から選択可能です。

- ・卒業した月の翌月より1年を経過した月から、10年以内に返還いただきます。

※3月に卒業した場合は、1年後の4月より返還開始となります。

なお、返還開始の年の1月頃に、返還に関する通知を送付します。

4 返還免除について

(1) 一部免除（市内居住5年間）

条件	最終学校を卒業した月の翌月から6か月以内に結城市での居住を開始し、5年間継続して居住した場合
手続き方法 (居住開始時)	卒業する年の3月下旬から4月上旬に、返還免除に関する通知を送付します。 ※市内居住を開始した日から3か月以内に、以下の書類を提出いただきます。 (1) 結城市奨学資金居住（勤務）開始報告書 (2) 住民票の写し（個人のみ）
手続き方法 (継続期間中)	毎年度3月下旬から4月上旬に、書類提出依頼の通知を送付しますので、住民票の写し（個人のみ）を提出してください。
手続き方法 (期間満了時)	期間満了、かつ、最終返還額の支払い後、返還免除申請に関する通知を送付します。 ※5年間居住し、継続期間を満了した日（最終返還額の支払い後）から3か月以内に、以下の書類を提出いただきます。 (1) 結城市奨学資金居住（勤務）満了報告書兼返還免除申請書 (2) 住民票の写し（個人のみ） (3) 納税証明書
返還免除決定後	結城市奨学資金返還免除決定通知書を送付します。

(2) 全額免除（市内居住及び市内就労5年間）

条件	最終学校を卒業した月の翌月から6か月以内に結城市での居住を開始し、5年間継続して居住し、かつ、市内の企業、事業所等に正規就職（正規雇用または自営業主宰に限る。）した場合
手続き方法 (居住開始時)	卒業する年の3月下旬から4月上旬に、返還免除に関する通知を送付します。 ※市内居住及び勤務を開始した日から3か月以内に、以下の書類を提出いただきます。 (1) 結城市奨学資金居住（勤務）開始報告書 (2) 住民票の写し（個人のみ） (3) 就労（勤務）証明書

手続き方法 (継続期間中)	毎年度3月下旬から4月上旬に、書類提出依頼の通知を送付しますので、住民票の写し(個人のみ)及び就労(勤務)証明書を提出してください。
手続き方法 (期間満了時)	・期間満了後、返還免除申請に関する通知を送付します。 ※5年間居住及び勤務し、継続期間を満了した日から3か月以内に、以下の書類を提出いただきます。
手続き方法 (期間満了時)	(1) 結城市奨学資金居住(勤務)満了報告書兼返還免除申請書 (2) 住民票の写し(個人のみ) (3) 就労(勤務)証明書 (4) 納税証明書
返還免除決定後	結城市奨学資金返還免除決定通知書を送付します。

(3) 留意事項

- ・市内居住を開始した日から5年以内に市外に転出した場合は、「返還免除なし」となります。
- ・全額免除対象者が、市内居住及び勤務を開始した日から5年以内に、市内居住を継続し、市外の企業、事業所等に正規就職した場合は、「一部免除対象者に変更」となります。

5 その他

貸与期間中または返還中に、以下に該当した場合は、書類を提出いただくため、すみやかに問合せ先へ連絡してください。

内 容	提出書類
休学、復学、転学または退学をした場合	・結城市奨学生異動届出書 ・退学：結城市奨学資金返還明細書 転学：転学先の在学証明書
本人、連帯保証人または保証人の氏名もしくは住所を変更した場合	・結城市奨学生等変更届出書 ・氏名変更：戸籍抄本 住所変更：住民票の写し 連帯保証人変更：印鑑登録証明書
奨学資金の貸与を辞退する場合	・結城市奨学資金辞退届出書 ・結城市奨学資金返還明細書
本人が奨学資金返還完了前に死亡したとき	・結城市奨学生死亡届出書 ・戸籍抄本または死亡診断書
進学、疾病またはその他特別の事由により、奨学資金の返還猶予を申請する場合	・結城市奨学資金返還猶予申請書 ・進学：在学証明書 疾病：受療期間が記載されている医師の診断書 その他特別の事由：証明書類

6 申し込み・問合せ先

結城市教育委員会 学校教育課

住所：〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地（結城市役所3階）

電話：0296-32-9997（直通）